

なお、道外に転出した方は、いずれの投票もできません。
転入

道内の他市町村から今年1月4日以後に転入し（引き続き札幌市内に住所を有する方に限る）、前住所地の選挙人名簿に登録されている方は、前住所地で投票できます。

市内で転居した方

次の方は、新住所地の投票所で投票できます。
すでに登録されている方

今年3月9日(金)までに転居の届け出をした方。
今回の選挙のために登録される方

各登録日（各選挙の告示日の前日）までに転居の届け出をした方。

期日前投票と不在者投票

期日前投票または不在者投票のできる方

選挙人名簿に登録されている方で、投票日当日に、次の事由に該当すると見込まれる方は、期日前投票または不在者投票ができます。

期日前投票を行うときに必要な宣誓書は投票所案内がきの裏面に印刷されていますのでご利用願います。印鑑は

必要ありません。

期日前投票または不在者投票の事由

①仕事に従事する方②冠婚葬祭を行う方とその親族、結婚式の仲人、葬儀の役員など手伝いをする方③用務（レジャーなどの私用を含みます）のため投票区の区域外に旅行または滞在する方④病気、けが、身体の障がいなどのため歩行が困難な方⑤選挙人名簿に登録されている区の区域外（道内に限る）に転居した方。なお、⑤の中で道内の他市町村に転出した方（住所の異動は1回だけ）は、市町村が発行する「引き続き道内に住所を有する旨の証明書」を持参することにより、知事・道議会議員選挙のみ投票をすることができず。

期日前投票および不在者投票の期間・場所は次の通りです。
期日前投票および不在者投票の期間（土・日曜も実施）

選挙の種類	期間	時間
知事	3月23日(金)~4月7日(土)の毎日	午前8時30分~午後8時(選挙管理委員会の受付時間)
市長	3月26日(月)~4月7日(土)の毎日	午前8時30分~午後8時(選挙管理委員会の受付時間)
道議会議員	3月31日(土)~4月7日(土)の毎日(この間は4選挙とも行えます)	午前8時30分~午後8時(選挙管理委員会の受付時間)
市議会議員		



選挙のキャラクター「めいすいくん」

期日前投票の場所

選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会が区役所または区民センターに設置する期日前投票所。
なお、北区、東区、南区では、4月5日(木)から7日(土)までの間、各区一カ所、期日前投票所を増設します。

不在者投票の場所

①滞在地や転居先などの市区町村の選挙管理委員会②指定を受けた病院や老人ホームなどに入っている場合はその施設。
なお、不在者投票を①②で行う場合は、あらかじめ投票用紙などの請求の手続きが必要で

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けていて、障がい程度が一定の基準に該当する方や、介護保険被保険者証の交付を受けていて、要介護5の方には、自宅などで投票ができる「郵便等による不在者投票制度」があります。投票をするためには、区の

選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けていることが必要です。

案内はがきなど

投票所案内はがき

投票所をお知らせする「投票所案内はがき」は、3月21日(祝)に郵送を開始します。名前を確認の上、「投票所案内はがき」の表面に書かれている投票所にお持ちください。
なお、選挙人名簿に登録され、選挙権がある場合は、「投票所案内はがき」がなくても期日前投票や投票所での投票ができますので、忘れた場合などは投票所などの係員にお申し出ください。

選挙公報

すべての選挙について、選挙公報を発行します。4月6日(金)までに町内会などを通じて各世帯に配布するほか、区役所、出張所、まちづくりセンターにも備え置きます。詳しくは、区の選挙管理委員会（区役所内／1階）へお問い合わせください。

しくは区役所（1階）の総務企画課広聴係にお問い合わせください。

また、広報さっぽろ点字版を利用されている方には、市長選挙、市議会議員選挙における候補者の氏名などを報道した点字版および市長選挙の選挙公報の音訳テープを視聴覚障がい者情報センターから郵送します。

確認団体のビラの頒布

政党などの政治団体は、選挙運動期間中、それぞれの選挙ごとに一定以上の所属候補者などがある場合は、選挙管理委員会に届けることにより、確認団体として次のような方法で法定のビラを頒布することができます（このビラには候補者の氏名などを記載することはできません）。

頒布方法

①各戸の郵便受けに配布する②街頭で通行人に手渡す③新聞に折り込み配布する④選挙事務所に置き、来客に自由に持ち帰らせる。

なお、ビラを頒布できる期間は、各選挙の告示日から投票日の前日（4月7日(土)）までです。

詳しくは、区の選挙管理委員会（区役所内／1階）へお問い合わせください。